

「観光庁アクションプラン」のポイント

1. 主要施策

「観光庁アクションプラン」の項目と主な施策は以下の通り。

- ① **インバウンドの推進**: 訪日外国人旅行者数を2010年までに1000万人、2020年までに2000万人
 - ・ 2010年までのプロモーション事業の見直し（ロードマップの作成）
 - ・ 2020年に2000万人とするための中長期戦略の策定
 - ・ ビザ手続きの緩和・弾力化や入国管理手続きの改善等、受入体制の整備
- ② **アウトバウンドの推進**: 日本人海外旅行者数を2010年までに2000万人
 - ・ 旅行会社等のビジネス環境の整備（チャーター便の促進等）
 - ・ 若年層向け対策（海外修学旅行の実施拡大等）
 - ・ VWC等と連携したTwo Way Tourismの推進
- ③ **国内観光旅行の振興**: 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を2010年度までに4泊
 - ・ 観光圏の整備促進
 - ・ 行政・民間・地域の連携の場の整備
 - ・ 観光地づくりの担い手となる人材育成への支援
 - ・ CSの推進（観光地及び宿泊施設のCSを測定する標準的な手法の設定）
- ④ **国際会議の誘致開催**: 国際会議の開催件数を2011年までに5割増
 - ・ 「MICE検討会」の立ち上げ
- ⑤ **観光産業の国際競争力の強化**
 - ・ 宿泊産業の活性化
 - ・ 産学官の連携による大学における教育体制の充実
- ⑥ **観光統計の充実**
 - ・ 全国共通基準による観光統計調査の実施
- ⑦ **観光庁ビジョンの実現に向けて: 新しい意識と組織文化の創造**
 - ・ 対外発信機能の強化、協議会の設置による官民の連携の強化

2. 対象期間

当面の対象期間は、実施した施策の効果が表れ、一定の評価が可能となる2年間